人身傷害保険（オレンジ勉強会）

２０１９年6月２１日
弁護士　有馬明仁

第１　本件事案の概要

第２　人身傷害保険金の支払と過失相殺

１　仮定の事例

①当方の被害金額全体（裁判基準損害額）：１０００万円
②過失相殺後の請求額：６００万円（過失割合４０％，被害者負担部分４００万円）
③人身傷害保険約款に基づく支払金額：６００万円
④人身傷害保険金を支払った保険会社が自賠責保険からを回収した金額：３００万円

２　最高裁平成２４年２月２０日判決

(1) 問題の所在
ア　被害者が加害者に対して，いくら損害賠償請求が可能か
イ　人身傷害保険金を支払った会社は，いくら代位で取得するのか
※人傷先行型のケース

(2) 結論…「訴訟基準差額説」
ア　被害者の加害者に対する損害賠償請求できる金額　４００万（②参照）
※被害者の過失が大きい場合，被害者の最終的な回収額は訴訟基準損害額に満たない
イ　人身傷害保険金を支払った会社が代位によって取得できる金額　２００万
人身傷害保険金の額（A），被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額（B）との合計額が裁判基準損害額（C）を上回る場合に限り，④その上回る部分に相当する額の範囲（D）で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得する
（仮定の事例における計算）
２００万（D）＝②６００万（A）＋③６００万（B）－①１０００万（C）

(3) 理由
「(1)　本件約款中の人身傷害条項に基づき，被保険者である交通事故等の被害者が被った損害に対して保険金を支払った訴外保険会社は，上記保険金の額の限度内で，これによって塡補される損害に係る保険金請求権者の加害者に対する賠償請求権を代位取得し，その結果，訴外保険会社が代位取得する限度で，保険金請求権者は上記請求権を失い，上記請求権の額が減少することとなるところ（最高裁昭和４９年(オ)第５３１号同５０年１月３１日第三小法廷判決・民集２９巻１号６８頁参照），訴外保険会社がいかなる範囲で保険金請求権者の上記請求権を代位取得するのかは，本件保険契約に適用される本件約款の定めるところによることとなる。
(2)　本件約款によれば，上記保険金は，被害者が被る損害の元本を塡補するものであり，損害の元本に対する遅延損害金を塡補するものではないと解される。
そうであれば，上記保険金を支払った訴外保険会社は，その支払時に，上記保険金に相当する額の保険金請求権者の加害者に対する損害金元本の支払請求権を代位取得するものであって，損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得するものではないというべきである。
(3)　次に，被保険者である被害者に，交通事故の発生等につき過失がある場合において，訴外保険会社が代位取得する保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権の範囲について検討する。
本件約款によれば，訴外保険会社は，交通事故等により被保険者が死傷した場合においては，被保険者に過失があるときでも，その過失割合を考慮することなく算定される額の保険金を支払うものとされているのであって，上記保険金は，被害者

が被る損害に対して支払われる傷害保険金として，被害者が被る実損をその過失の有無，割合にかかわらず塡補する趣旨・目的の下で支払われるものと解される。上記保険金が支払われる趣旨・目的に照らすと，本件代位条項にいう「保険金請求権者の権利を害さない範囲」との文言は，保険金請求権者が，被保険者である被害者の過失の有無，割合にかかわらず，上記保険金の支払によって民法上認められるべき過失相殺前の損害額（以下「裁判基準損害額」という。）を確保することができるように解することが合理的である。

そうすると，上記保険金を支払った訴外保険会社は，保険金請求権者に裁判基準損害額に相当する額が確保されるように，上記保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る場合に限り，その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である。」

３　人傷先行型と賠償先行型

賠償先行型において，加害者側の任意保険会社との間で訴訟外で示談をしたり，交通事故紛争処理センターで解決したりした場合，約款上，人身傷害保険を支払ってもらえないことが多い。

cf）最高裁平成２４年５月２９日判決の裁判官田原睦夫の補足意見
訴訟基準に基づく被害額は１０００万円であり，既に支払われた６００万円との差額４００万円を支払ってもらうべきだという考え方

４　人身傷害保険金を支払った保険会社による自賠責保険金の回収と損益相殺

(1) 問題の所在
人身傷害保険金を支払った保険会社が自賠責保険金を回収していた場合，被害者が加害者に対して請求できる金額に影響を与えるか
※自賠責保険は本来，加害者側の保険であって，人身傷害保険会社が自賠責保険を回収していなければ，自賠責保険金は加害者負担部分に填補される以上，人身傷害保険会社が回収した自賠責保険金額を加害者負担部分から控除するべきではないか。

(2) 本件事案における相手方代理人の主張

(3) 仮定の事例の確認
■人身傷害保険金を支払った保険会社が代位できる金額：２００万（訴訟基準差額説）
■自賠責保険からを回収した金額：３００万円（なお，１００万円を多く人身傷害保険会社が回収している）

(4) 裁判例（東京地裁平成２１年１２月２２日判決）
「第２の１(4)のとおり、原告Ｘ１が契約していた人身傷害保険の保険会社である三井住友海上は、原告らに人身傷害保険金を支払い、その後、被告側の自賠責保険会社である富士火災から自賠責保険金を受け取っている。

三井住友海上は、約款上、被保険者又は保険金請求権者の権利を害さない範囲内で被保険者又は保険金請求権者の損害賠償請求権を代位取得することができるとされている（甲１３の１）から、人身傷害保険金として支払われた金額のうち、損害賠償金の填補の対象となるのは、被保険者である原告Ｘ１の過失に対応する損害額（過失相殺により減額される金額）を上回る部分に限られると解すべきである。原告らの損害のうち、原告Ｘ１の過失に対応する損害額及び上記の「上回る部分」を控除した残額は、三井住友海上が自賠責保険から回収したか否かにかかわらず、全額が原告らに支払われるべきである。

原告らは、人身傷害保険金のほかに自賠責保険金を受け取ったわけではないから、仮に、この自賠責保険からの受取額が原告らの被告らに対する損害賠償請求の損益相殺の対象になるとすると、原告らは、三井住友海上に対して、損益相殺された金額を請求しなければならないことになる。原告らの事情でなく、三井住友海上の事情（自賠責保険から回収したかどうか）によって、原告らが不利益を受けるのは相

当でない。他方、損益相殺の対象とならないとすると、被告らは、自賠責保険から回収ができなくなった部分について、三井住友海上との間で調整をしなければならないことになるが、被告らにとっては、自賠責保険会社からの回収手続が原告側の人身傷害保険会社との調整に代わったものであるということができる。

被告らは、自賠責保険への請求は被害者の損害賠償請求の代位取得を前提としてしかできないから、人身傷害保険会社が自賠責保険から支払を受けた場合は、「人身傷害保険会社は被保険者の権利行使を害しない残額についてのみ損害賠償請求権を代位取得できる」という理由が妥当せず、自賠責保険金から支払がされた金額は控除されるべきであると主張する。しかし、人身傷害保険会社が自賠責保険の請求をすることができるとされていても、人身傷害保険会社が損害賠償の代位取得をできる範囲が被保険者の権利行使を害しない残額に限られることに変わりはなく、被告らの主張は採用できない。被告らは、自賠責保険は賠償義務額を填補するためにかけている保険であるから支払額が賠償義務額から控除されないことはあり得ないとも主張するが、原告らは自賠責保険金の支払を受けているとはいえないから、当然に控除されることにはならない。

以上の検討によれば、三井住友海上が自賠責保険から受け取った金額は損益相殺の対象とならないと解すべきである。」

(5) 平成２１年の裁判例の考え方

人身傷害保険金を支払った保険会社が自賠責保険金を回収していた場合，被害者が加害者に対して請求できる金額に影響を与えない。

→４００万円請求することができる

(6) 保険会社の運用

ア　前提

・自賠責保険会社と任意保険会社は同じ会社のことが多いが，別の会社である

・訴訟になって，判決が出ているか，和解の場合のみの対応

イ　損害保険料率算出機構を通じた返金処理

加害者側の任意保険会社から損害保険料率算出機構に対して，返金してもらいたい旨の申請をし，稟議をしてもらう。

その上で，損害保険料率算出機構が加害者側の任意保険会社に返金すべきだと判断したら，自賠責の保険会社に連絡をして，さらに，自賠責の保険会社から任意保険の会社に返金すべき金額の通知をする。

そして，損害保険料率算出機構が，自賠責の保険会社に返金をした後，自賠責の保険会社から加害者側の加入する任意保険会社に返金をすることになる。

5　人身傷害保険会社が代位取得した損害賠償請求権の消滅時効

人身傷害補償保険も，保険事故の発生により被保険者に生じた人身損害を填補することを目的とするものであって，損害保険の性質を有するものと解されるから，人身傷害補償保険金を支払った保険会社による被保険者（被害者）の加害者に対する損害賠償請求権の代位取得についても，人身傷害補償保険金支払の時に，権利の同一性を保つたまま，上記損害賠償請求権が保険会社に移転するのであり，代位が生じたことによって，上記損害賠償請求権の消滅時効の起算点が左右されるものではない。

→人身傷害補償保険金を支払った保険会社が代位取得した損害賠償請求権の消滅時効の起算点は，被保険者（被害者）の症状固定日となる（東京高裁平成２４年３月１４日判決参照）。

以上